

平成 21 年度組織機構の見直しについて

昨年度は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間を見据えて組織・機構の見直し方針を定め、部室制度の再構築など必要な整備を行いました。

本年度においても見直し方針の基本的な考え方に沿い、引き続き職員数の減少や職員構成、社会経済情勢などの状況にあわせて組織・機構の見直しを行います。なお、庁内外への影響を最小限に留めるために見直しは段階的に進めることとします。

見直しの内容

1. 都市整備部の設置（建設部と都市環境部の統合）

中央西土地区画整理事業は平成 20 年度にほとんどの事業が完了するため、簡素で効果・効率的な組織運営の確立を目指し、建設部、都市環境部の統合を行い、都市整備部を設置する。

- ・ 都市整備部の主管室として都市整備政策室を設置する。
- ・ 現行の交通対策室を都市計画室に統合する。
- ・ 都市計画室に、都市マスタープラン・用途地域見直し・交通マスタープラン・都市計画道路見直しについて短期間に策定等を行うための「計画推進担当」及び「都市計画担当」、「交通対策担当」を置く。

現行	見直し
<p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設政策室 維持管理室 維持担当 管理担当 道路河川室 整備担当 用地担当 営繕住宅室 住宅担当 建築営繕担当 	<p>都市整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市整備政策室 維持管理室 管理担当 維持担当 道路河川室 整備担当 用地担当 営繕住宅室 住宅担当 建築営繕担当 都市計画室 都市計画担当 計画推進担当 交通対策担当 建築開発室 市街地整備室 区画業務担当 まちなか再生担当
<p>都市環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画室 建築開発室 交通対策室 市街地整備室 区画業務担当 まちなか再生担当 	

2. 地域経営組織にかかる組織機構について

都市内分権を推進するための地域経営の機能強化を図るため、企画財政部に現行のまちづくり推進室の機能を整理統合する。

- ・ 都市内分権の更なる推進を目指し、企画財政部に「地域担当部長」を配置する。
- ・ 現在のまちづくり推進室の機能を含め、企画財政部に地域経営室を置き、「地域づくり担当」、「市民活動担当」を置く。
- ・ 地域経営のための組織・業務体制の検討、新しい公の推進のための制度検討、地域ビジョン、地域予算システム検討など政策的な業務を担当する「地域政策室」を設置し、現行の生活環境政策室から新しい公に関する業務を移管する。

各地域に2名程度の管理職職員を「(仮)地域担当職員」として兼任で置く。

現行	見直し
企画財政部 (関連部門)	企画財政部 (関連部門) 地域担当部長 <ul style="list-style-type: none"> └─ 地域経営室 地域づくり担当 市民活動担当 └─ 地域政策室 地域担当職員 (各地域2名程度)
生活環境部 (関連部門) <ul style="list-style-type: none"> └─ 生活環境政策室 └─ まちづくり推進室 	生活環境部 (関連部門) <ul style="list-style-type: none"> └─ 生活環境政策室

3. 子ども施策にかかる組織機構について

幼稚園・保育所の窓口の一本化及び幼保施策の連携等を図り、子ども施策を効果的に実施するため、教育委員会が所管している幼稚園業務(教育課程など一部は除く)を健康福祉部へ移管する。

- ・ 子ども施策を効果的に実施するため、健康福祉部に「子ども担当部長」を配置する。
- ・ 現行の子育て支援室に加え、民営化、就学前教育・保育、少子化対策等を推進するため、主に政策面を担当する「子ども政策室」を設置する。

現行	見直し
<p>健康福祉部 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;"> 子育て支援室 保育指導担当 子育て支援担当 </p>	<p>健康福祉部 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;"> 子育て支援室 子育て支援担当 </p> <p style="text-align: center;"> 子ども政策室 保育担当 </p> <p style="text-align: center;"> 子ども発達支援チーム </p> <p style="text-align: center;"> 子ども担当部長 ├── 子育て支援室 ├── 子ども政策室 </p>
<p>教育委員会事務局 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;"> 子ども発達支援チーム </p> <p style="text-align: center;"> 学務管理室 学校教育室 生涯学習室 </p>	<p>教育委員会事務局 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;"> 学務管理室 学校教育室 生涯学習室 </p>

4 . 生涯学習室に中央公民館とスポーツ振興室を統合

総合体育館に置いていたスポーツ分野(スポーツ振興室)及び武道交流館いきいきに設置していた中央公民館の業務について、指定管理者制度の更新・導入とあわせ生涯学習室に統合・再編し、室の大括り化、連携した施策展開を図る。

また、平成21年4月から名張市が管理運営する青少年センターに係る業務については生涯学習室の所管とする。

現行	見直し
<p>教育委員会 事務局 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;">生涯学習室 文化振興担当 生涯学習・青少年担当</p> <p style="text-align: center;">総合体育館(スポーツ振興室)</p> <p style="text-align: center;">中央公民館</p>	<p>教育委員会 事務局 (関連部門)</p> <p style="text-align: center;">生涯学習室 生涯学習・公民館・青少年担当 文化・スポーツ振興担当</p> <p style="text-align: right;">青少年センター</p>

5 . その他

・市税等の収納対策の強化(市民部)

市税等の徴収率の向上や、滞納対策等を強化するための体制を整備する。

・定額給付金事務の体制整備(市民部)

定額給付金給付にかかる事務を行うため、一定期間体制を整備する。

・清掃工場建設室の廃止(伊賀南部環境衛生組合)

新清掃工場の完成に伴い、清掃工場建設室を廃止する。